



# 宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月24日 (月曜日) 第 2185 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 道路の共用の開始…………… (道路保全課) 1

### 公 告

- 職業訓練指導員試験の実施…………… (労働政策課) 1
- 落札者等の公告…………… 3
- 公安委員会規則
- 宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則…………… 3
- 正 誤
- 平成22年 3 月 1 日付け県公報 (第2162号) 中……………13

## 告 示

### 宮崎県告示第 304号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成22年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人 久康会 平田東九州病院	延岡市土々呂町4390-16

#### 2 救急病院の認定の有効期間

平成22年 5 月12日から平成25年 5 月11日まで

### 宮崎県告示第 305号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月24日から平成22年 6 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字東光寺22番4地先から同郡同町同大字同字2260番36地先まで	平成22年 5 月24日

## 公 告

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号。以下「法」という。) 第30条第 1 項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成22年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 実施職種

- (1) 学科試験 (関連学科及び指導方法) を実施する職種  
造園科 和裁科 建築科 配管科 塗装科
- (2) 学科試験のうち、指導方法について試験を実施する職種  
全職種

#### 2 試験科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
造 園 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 植物 (植物学、植物病理学、農業) イ 土及び肥料 (土、肥料) ウ 農業機械及び施設 (農業機械、農業施設、器具) エ 安全衛生 (安全管理、衛生管理) (2) 専攻学科 ア 造園法 (庭園、造園計画及び設計、造園工事法、造園管理、造園機械、仕様及び積算) イ 材料 (造園植物、造園用材料)
和 裁 科	1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 裁縫知識 (裁縫工程、裁縫用具、見積り) イ 縫製法 (縫製法、縫製用材料) ウ 安全衛生 (安全管理、衛生管理)

	(2) 専攻学科 ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）	45条の2第3項第3号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者 (2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。 ア 成年被後見人又は被保佐人 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者 4 試験の免除																						
建 築 科 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画） イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算） ウ 材料（建築用材料）																								
配 管 科 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 建築工学（建築設備、配管設備、建築構造、建築施工） イ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 配管設備（上下水道設備、ガス設備、冷暖房設備、空調調節設備） イ 配管製図（読図法、配管図） ウ 施工法（管工作法、配管施工、試験測定法、配管用材料、仕様及び積算）																								
塗 装 科 1 指導方法 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア デザイン（文字、構成、色彩、模様） イ 塗装一般（塗料、調色、塗装用設備及び機器、関係法規） ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 塗装法（金属製品塗装法、木工製品塗装法、建築物塗装法、試験法、材料、仕様及び積算）																								
その他の職種	指導方法																							
3 受験資格 (1) 受験資格は、次のとおりとする。 ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者 イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第11号まで又は第3項第1号から第3号に規定する者 ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 517 1150 591">免除を受けることができる者</th> <th data-bbox="1150 517 1433 591">免除の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 591 1150 734">免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="1150 591 1433 734">実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 734 1150 840">免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="1150 734 1433 840">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 840 1150 1093">職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td data-bbox="1150 840 1433 1093">学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1093 1150 1236">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</td> <td data-bbox="1150 1093 1433 1236">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1236 1150 1341">職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</td> <td data-bbox="1150 1236 1433 1341">学科試験のうち指導方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1341 1150 1626">免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者</td> <td data-bbox="1150 1341 1433 1626">学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1626 1150 1839">職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</td> <td data-bbox="1150 1626 1433 1839">学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1839 1150 1944">免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td data-bbox="1150 1839 1433 1944">学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1944 1150 2049">免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</td> <td data-bbox="1150 1944 1433 2049">学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 2049 1150 2098">学校教育法（昭和22年法律第26号</td> <td data-bbox="1150 2049 1433 2098">学科試験のうち関連学科</td> </tr> </tbody> </table>	免除を受けることができる者	免除の範囲	免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法	免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）	免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	学校教育法（昭和22年法律第26号	学科試験のうち関連学科
免除を受けることができる者	免除の範囲																							
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																							
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																							
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）																							
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部																							
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法																							
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）																							
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）																							
免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																							
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科																							
学校教育法（昭和22年法律第26号	学科試験のうち関連学科																							

)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者		申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験	<p>8 合格通知 平成22年9月30日(木曜日)に合格者に通知する。</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会、各事業組合等で交付する。</p> <p>(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒にあて先を明記の上、140円切手をはり、宮崎県商工観光労働部労働政策課に申し込むこと。</p> <p>(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課(電話0985(26)7107)に問い合わせること。</p>
5 試験期日 平成22年8月23日(月曜日)		
6 試験場所 宮崎地域職業訓練センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3		
7 受験申請の手続		
(1) 提出書類		
ア 職業訓練指導員試験受験申請書(以下「申請書」という。)		
イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類		
(2) 提出先		
〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部労働政策課		
(3) 受付期間		
平成22年6月14日(月曜日)から平成22年7月2日(金曜日)まで(郵送の場合は7月2日付けの消印のあるものまで有効とする。)		
(4) 受験手数料 3,100円		
(宮崎県収入証紙(消印しないこと。))により納付すること。		
(5) 受験票		
		<p><b>落札者等の公告</b></p> <p>一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>平成22年5月24日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 牛海綿状脳症用ELISAキット 62,500頭(予定検査頭数)</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号</p> <p>3 落札者を決定した日 平成22年3月19日</p> <p>4 落札者の氏名及び住所 株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松2丁目3番25号</p> <p>5 落札金額 1 検体当たり 268,80円</p> <p>6 一般競争入札の公告を行った日 平成22年2月4日</p>
<b>公安委員会規則</b>		
宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則をここに公布する。		
平成22年5月24日		
宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄		
<b>宮崎県公安委員会規則第7号</b>		
<b>宮崎県交通安全活動推進センターに関する規則</b>		
(趣旨)		
第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の31及び交通安全活動推進センターに関する規則(平成10年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)に基づき、宮崎県交通安全活動推進センター(以下「センター」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。		
(指定の申請)		
第2条 規則第1条第1項の規定による申請は、別記様式第1号によるものとする。		
(指定)		
第3条 法第108条の31第1項の規定による指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うものとする。		
(名称等の変更)		
第4条 規則第3条第1項の規定による届出は、別記様式第3号によるものとする。		
(再交付の申請)		
第5条 指定書の交付を受けた者は、当該指定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第4号の再交付申請書により指定書の再交付を申請しなければならない。		
2 再交付を受けた後において亡失又は滅失した指定書を発見したときは、速やかに当該指定書を宮崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に返納するものとする。		

（報告等の要求）

第 6 条 規則第 7 条第 3 項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第 5 号の要求書を交付して行うものとする。

（改善の命令）

第 7 条 法第 108 条の 31 第 3 項の規定による命令は、別記様式第 6 号の命令書を交付して行うものとする。

（解任の勧告）

第 8 条 規則第 8 条の規定による解任の勧告は、別記様式第 7 号の解任勧告書を交付して行うものとする。

（指定の取消し）

第 9 条 法第 108 条の 31 第 4 項の規定による取消しは別記様式第 8 号の指定取消書を交付するものとし、指定を取り消された者は指定書を公安委員会に返納するものとする。

（申請書等の提出）

第 10 条 第 2 条の申請、第 4 条の届出及び第 5 条第 1 項の申請は、宮崎県警察本部交通部交通企画課を経由の上、公安委員会に提出するものとする。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、宮崎県警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記  
様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

申請者 名 称  
代表者氏名 印

宮崎県交通安全活動推進センターの指定の申請について

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の31第 1 項の規定による宮崎県交通安全活動推進センターの指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

(2) 住所

(3) 代表者の氏名

2 事務所の名称及び所在地

(1) 事務所の名称

(2) 事務所の所在地

3 資産の総額

(添付書類)

- ・ 定款
- ・ 登記事項証明書
- ・ 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- ・ 道路交通法第 108条の31第 2 項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- ・ 資産の総額及び種類を記載した書面及びこれを証する書面

様式第 2 号 (第 3 条関係)

宮崎県公安委員会シレイ第 号

指定書

住 所

名 称

年 月 日付けで申請のあった宮崎県交通安全活動推進センター  
の指定については、道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の31第 1 項の  
規定により、貴法人を指定します。

年 月 日

宮崎県公安委員会 印

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

届出者 宮崎県交通安全活動推進センター  
名 称  
代表者氏名 印

公示事項の変更の届出について

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第 3 号）第 3 条の規定により、公示事項の変更を届け出ます。

記

1 変更する事項

2 変更後の事項

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

宮崎県公安委員会 殿

申請者 宮崎県交通安全活動推進センター  
名 称  
代表者氏名 印

再交付の申請について

道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第 108条の31第 1 項の規定による宮崎県交通安全活動推進センターの指定書の再交付を申請します。

記

1 申請理由

2 参考事項



様式第 5 号 (第 6 条関係)

宮崎県公安委員会タツ第 号  
年 月 日

宮崎県交通安全活動推進センター 殿

宮崎県公安委員会 印

要求書

交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年国家公安委員会規則第 3 号) 第 7 条第 3 項の規定により、下記の事項について報告又は資料の提出を求めます。

記

- 1 報告又は資料の提出を求める理由
- 2 報告を求める内容又は提出を求める資料
- 3 報告又は資料の提出期限

様式第 6 号 (第 7 条関係)

宮崎県公安委員会タツ第 号  
年 月 日

宮崎県交通安全活動推進センター 殿

宮崎県公安委員会 印

命令書

道路交通法 (昭和35年法律第 105号) 第 108条の31第 3 項の規定により、下記の措置をとることを命ずる。

記

1 財産の状況

2 事業の運営

(教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え (取消訴訟) は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。)、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

宮崎県公安委員会タツ第 号  
年 月 日

宮崎県交通安全活動推進センター 殿

宮崎県公安委員会 印

解任勧告書

交通安全活動推進センターに関する規則 (平成10年国家公安委員会規則第 3 号) 第 8 条の規定により、下記の交通事故相談委員・調査員・運転適性指導者の解任を勧告する。

記

1 対象者

住所

氏名

生年月日 年 月 日 ( 歳)

2 解任を勧告する理由

様式第 8 号（第 9 条関係）

宮崎県公安委員会タツ第 号  
年 月 日

殿

宮崎県公安委員会 印

指定取消書

道路交通法（昭和35年法律第 105号）第 108条の31第 4 項の規定により、宮崎県交通安全活推進センターの指定を下記の理由により取り消す。

記

指定取消しの理由

（教示）

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。ただし、その期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 正 誤

平成22年3月1日付け県公報(第2162号)中

ページ	行	誤	正
10	21	ヒト免疫不全ウイルス による免疫障害	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害